

《 初任給について 》

初任給について、心理士は行政職給料表の3級に格付けられ、民間企業等での職務経験年数に応じ、一定の基準に基づいて決定します。

以下は、モデルケースとして、大学を卒業（又は大学院を修了）し、本市採用まで民間企業等で継続して正社員として心理判定や心理的相談・支援等の業務に従事していた場合の初任給になりますので、参考としてご覧ください。

なお、最終合格された方については、面接カード等の情報をもとに初任給を試算することができますので、具体的な額をお知りになりたい場合は、最終合格発表後に担当部署（市人事課）へお問い合わせください。

(令和7年4月1日現在)

◎大学院修了の場合

採用時の年齢	職務経験年数	初任給 (地域手当を含む。)
36歳	12年	32万円程度
40歳	16年	35万円程度
45歳	21年	38万円程度
50歳	26年	41万円程度
55歳	31年	43万円程度

◎大学4卒の場合

採用時の年齢	職務経験年数	初任給 (地域手当を含む。)
36歳	14年	32万円程度
40歳	18年	35万円程度
45歳	23年	38万円程度
50歳	28年	41万円程度
55歳	33年	42万円程度

- ※ このほかに通勤・扶養・住居・時間外勤務・期末・勤勉手当を、それぞれの支給要件に応じて支給します。
- ※ 採用に伴う転居にかかる旅費や単身赴任手当は支給しません。

新規学卒者等を対象とした上級相当の試験の合格者は、心理士（2級）として採用しますが、民間企業等での職務経験がある人を対象としたこの試験の合格者は、年齢や経歴にかかわらず、「主任心理士（3級）」として採用します。

《昇任モデル》

